

京浜急行電鉄株式会社

第102期定時株主総会招集ご通知

- 日 時 2023年6月29日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時15分）
- 場 所 神奈川県横浜市西区高島2丁目18番1号
横浜新都市ビル（そごう横浜店）9階
新都市ホール

<株主の皆様へのお願い>

- ・株主総会にご出席の際は、会場における感染防止措置にご協力をお願い申し上げます。
- ・株主総会ご出席の株主の皆様への、お土産および乗車券のご用意はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

決議事項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |

株 主 各 位

(証券コード 9006)
2023年6月7日

神奈川県横浜市西区高島1丁目2番8号
京 浜 急 行 電 鉄 株 式 会 社
取締役社長 川 俣 幸 宏

第102期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第102期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

株主総会資料
掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/9006/teiji/>



当社ウェブサイト

<https://www.keikyu.co.jp/ir/stock/meeting.html>



東京証券取引所ウェブサイト
(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「京浜急行電鉄」または「コード」に当社の証券コード「9006」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」からご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、3頁に記載の方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月28日(水曜日)午後5時45分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時

2. 場 所 神奈川県横浜市西区高島2丁目18番1号
横浜新都市ビル（そごう横浜店）9階 新都市ホール
（末尾ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第102期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第102期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金の配当の件

第2号議案

取締役9名選任の件

第3号議案

監査役1名選任の件

以 上

1. 電子提供措置事項のうち、事業報告における主要な事業内容、主要な事業所等、従業員の状況、会計監査人の状況、会社の体制および方針、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をした株主様に交付する書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をした株主様に交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
2. 電子提供措置事項または同事項を記載した書面に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2023年6月29日（木曜日）午前10時
(受付開始：午前9時15分)

株主総会にご出席されない場合【次の方法をご検討ください。】



書面（郵送）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限 2023年6月28日（水曜日）午後5時45分到着分まで



インターネット等による議決権行使

詳細は4頁をご参照ください。

スマートフォンで議決権行使書用紙に記載のQRコード[®]を読み取る方法、または、パソコン等で当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスする方法で、議案に対する賛否をご入力ください。

(注) 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

行使期限 2023年6月28日（水曜日）午後5時45分受付分まで

議決権行使の取り扱い

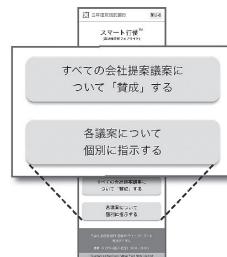
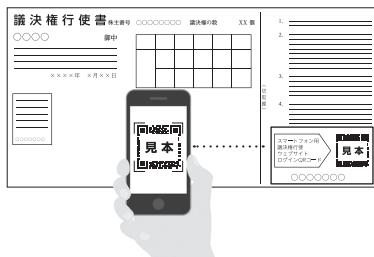
議決権行使書またはインターネット等により議決権を行使される際の取り扱いは、次のとおりとさせていただきます。

1. ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
2. インターネット等により、複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使とさせていただきます。
3. 議決権行使書とインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使とさせていただきます。
4. 議決権行使書とインターネット等が同日に到着した場合は、インターネット等を有効な議決権行使とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

スマートフォンによる方法（スマート行使）

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコード®を読み取ることで、議決権行使コードおよびパスワードの入力なしで議決権行使ができます。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



注意 議決権行使後に行使内容を変更する場合には、再度QRコード®を読み取っていただき、以下の「パソコン等による方法」で、再度議決権行使をお願いいたします。

(注)「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

パソコン等による方法

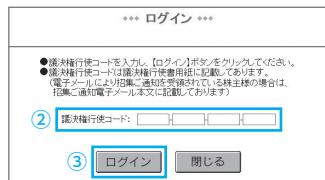
議決権行使ウェブサイト ▶ <https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



- 1 「次へすすむ」をクリック

2 ログイン



- 2 議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」を入力
- 3 「ログイン」をクリック

3 パスワード入力



- 4 議決権行使書用紙に記載の「パスワード」を入力
- 5 ご使用になる「新しいパスワード」を設定
- 6 「登録」をクリック
以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に関する
お問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

☎ 0120-652-031 (受付時間 午前9時～午後9時)

(注) インターネット等による議決権行使を行っていただく際のプロバイダーおよび通信事業者の料金（接続料等）は、株皆様のご負担となります。

【機関投資家の皆様へ】

インターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめお申し込みされた場合に限り、電磁的方法による議決権行使の方法として、議決権電子行使プラットフォーム（東証プラットフォーム）をご利用いただけます。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営上の最重要政策と位置付け、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、財務の健全性の確保に努めるとともに、成長のための投資と株主還元を両立させることを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、株主の皆様の日頃のご支援、ご期待にお応えするため、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金6円 総額 1,652,411,844円
なお、中間配当金として1株につき5円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、1株につき11円となります。
2. 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月30日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、取締役候補者については、半数以上が独立社外取締役に構成され、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会において決定しております。

候補者番号		氏名		現在の当社における地位	取締役会出席回数
1	再任	原 田 一 之	男性	取締役会長(代表取締役)	13回/13回
2	再任	川 俣 幸 宏	男性	取締役社長(代表取締役) 社長執行役員	13回/13回
3	再任	本 多 利 明	男性	取締役専務執行役員	13回/13回
4	再任	櫻 井 和 秀	男性	取締役常務執行役員	10回/10回
5	新任	金 子 雄 一	男性	常務執行役員	—
6	新任	竹 谷 英 樹	男性	常務執行役員	—
7	再任 社外 独立	寺 島 剛 紀	男性	取締役	13回/13回
8	再任 社外 独立	柿 崎 環	女性	取締役	13回/13回
9	再任 社外 独立	野 原 佐 和 子	女性	取締役	13回/13回

- (注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
2. 櫻井和秀氏の取締役会出席回数は、2022年6月29日の取締役就任後に開催された取締役会のみを対象としております。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、候補者各氏は当該契約の被保険者であります。また、各候補者の選任が承認された場合には、新任候補者を含めた候補者各氏は当該契約の被保険者となります。当該契約の内容につきましては、事業報告「Ⅳ 会社役員に関する事項」の「1. 取締役および監査役の氏名等」(注)15.に記載のとおりであり、当該契約は本株主総会後に更新を予定しております。
4. 当社は、取締役（社外取締役に除く）および執行役員に対して株式報酬制度を導入しており、同制度に基づき原則として退任時に各候補者に交付される予定の株式数（2023年3月31日現在）を、各候補者が所有する当社株式数と併記しております。

候補者番号

は ら だ か ず ゆ き

1

原 田 一 之

生年月日
1954年1月22日（満69歳）

再任 男性



取締役会への出席回数

13回／13回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年4月	当社入社	2013年6月	当社取締役社長
2007年6月	当社取締役	2013年6月	当社代表取締役 現在に至る
2010年6月	当社常務取締役	2019年6月	当社取締役社長執行役員
2011年6月	当社専務取締役	2022年4月	当社取締役会長 現在に至る

（重要な兼職の状況）

横浜新都市センター株式会社取締役社長
株式会社かんぼ生命保険社外取締役
日本空港ビルデング株式会社社外取締役（2023年6月退任予定）
株式会社ルミネ社外取締役
株式会社エヌケーピー社外取締役

取締役在任年数

16年（本株主総会終結時）

所有する当社の株式数

51,500株

株式報酬制度に基づく交付予定株式の数

11,050株

【取締役候補者とした理由】

原田一之氏は、主に鉄道事業および人事業務等の業務経験を有しており、会社経営全般に関する豊富な知見を、当社の企業価値向上に活かすことを期待しております。また、2013年6月から、取締役社長として、2022年4月から、取締役会長として当社グループの経営を担っており、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。

（注）同氏は、横浜新都市センター株式会社の取締役社長であり、同社は、当社の事業の部類に属する取引（建物の賃貸、駐車場の経営）を行っております。当社と同社との間には、建物の賃貸借契約、ポイントサービス加盟店契約、電子マネー利用加盟店契約等に関する取引があります。

候補者番号

かわ また ゆき ひろ

2

川俣 幸宏

生年月日
1964年2月10日（満59歳）

再任 男性



取締役会への出席回数

13回／13回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月	当社入社	2022年4月	当社代表取締役 現在に至る
2016年6月	当社取締役	2022年4月	当社グループ業務監査部担当
2019年6月	当社取締役常務執行役員		現在に至る
2022年4月	当社取締役社長執行役員		

現在に至る

（重要な兼職の状況）

横浜新都市センター株式会社社外取締役
京急川崎駅西口地区第一種市街地再開発準備組合理事長

取締役在任年数	所有する当社の株式数	株式報酬制度に基づく交付予定株式の数
7年（本株主総会終結時）	14,500株	7,875株

【取締役候補者とした理由】

川俣幸宏氏は、主にホテル事業および経営管理業務等の業務経験を有しており、会社経営全般に関する豊富な知見を、当社の企業価値向上に活かすことを期待しております。また、2022年4月から、取締役社長として当社グループの経営を担っており、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。

- (注) 1. 同氏は、京急川崎駅西口地区第一種市街地再開発準備組合の理事長であり、当社は同組合に対して、業務委託費および調査設計計画費等の支払いがあります。
2. 同氏は、2023年6月28日に開催される日本空港ビルディング株式会社の定時株主総会において、社外取締役に選任される予定であります。

候補者番号

3

ほん だ とし あき
本多 利明生年月日
1958年7月12日（満64歳）

再任 男性



取締役会への出席回数

13回／13回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 4月	当社入社	2021年 6月	当社代表取締役
2011年 6月	当社取締役	2023年 4月	当社新しい価値共創室長
2016年 6月	当社常務取締役		現在に至る
2019年 6月	当社取締役専務執行役員		
	現在に至る		

取締役在任年数

12年（本株主総会終結時）

所有する当社の株式数

21,200株

株式報酬制度に基づく交付予定株式の数

6,875株

【取締役候補者とした理由】

本多利明氏は、主にレジャー・サービス、開発事業等の業務経験を有しており、企業経営、営業・マーケティングおよび不動産・生活サービスに関する豊富な知見を、当社の企業価値向上に活かすことを期待しております。また、2011年6月から、取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

4

さくら い かず ひで
櫻井 和秀生年月日
1966年1月8日（満57歳）

再任 男性



取締役会への出席回数

10回／10回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年 4月	当社入社	2023年 4月	当社生活事業創造本部長
2019年 6月	当社執行役員		現在に至る
2022年 4月	当社常務執行役員	2023年 4月	当社鉄道本部担当
2022年 6月	当社取締役常務執行役員		現在に至る
	現在に至る		

取締役在任年数

1年（本株主総会終結時）

所有する当社の株式数

10,600株

株式報酬制度に基づく交付予定株式の数

4,900株

【取締役候補者とした理由】

櫻井和秀氏は、主に鉄道事業等の業務経験を有しており、営業・マーケティングおよび交通に関する豊富な知見を、当社の企業価値向上に活かすことを期待しております。また、2022年6月から、取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

5

かね こ ゆう いち
金子 雄一生年月日
1965年4月18日（満58歳）

新任 男性



取締役会への出席回数

-

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月	当社入社	2023年4月	当社経営戦略室長 現在に至る
2012年6月	当社都市生活創造本部部長		
2015年6月	当社品川開発推進室部長	2023年4月	当法人財戦略部担当 現在に至る
2019年6月	当社執行役員		
2021年6月	当社常務執行役員 現在に至る		

取締役在任年数

-

所有する当社の株式数

7,900株

株式報酬制度に基づく交付予定株式の数

5,275株

【取締役候補者とした理由】

金子雄一氏は、主に開発事業等の業務経験を有しており、営業・マーケティングおよび不動産・生活サービスに関する豊富な知見を、当社の企業価値向上に活かすことを期待しております。また、2019年6月から、執行役員として業務執行の役割を適切に果たしていることから、当社取締役として適任と判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

6

たけ や ひで き
竹谷 英樹生年月日
1964年4月8日（満59歳）

新任 男性



取締役会への出席回数

-

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月	当社入社	2023年4月	当社鉄道本部長 現在に至る
2013年6月	当社人事部長	2023年4月	当社生活事業創造本部 品川開発推進部担当 現在に至る
2020年6月	当社執行役員		
2020年6月	株式会社京急百貨店取締役社長		
2023年4月	当社常務執行役員 現在に至る		

取締役在任年数

-

所有する当社の株式数

5,200株

株式報酬制度に基づく交付予定株式の数

4,400株

【取締役候補者とした理由】

竹谷英樹氏は、主に流通事業および人事業務等の業務経験を有しており、企業経営、ガバナンス・法務・リスク管理、人材開発・組織戦略、営業・マーケティングおよび不動産・生活サービスに関する豊富な知見を、当社の企業価値向上に活かすことを期待しております。また、2020年6月から、執行役員として業務執行の役割を適切に果たしていることから、当社取締役として適任と判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

7

てら じま よし のり
寺島 剛紀

生年月日
1959年1月2日（満64歳）

再任 社外 独立 男性



取締役会への出席回数

13回／13回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2017年3月	日本生命保険相互会社代表取締役副社長執行役員	2018年6月	当社取締役 現在に至る
2018年3月	同社取締役 (2018年7月退任)	2022年1月	当社指名・報酬委員会委員長 現在に至る
2018年4月	大星ビル管理株式会社代表取締役社長		現在に至る

(重要な兼職の状況)
大星ビル管理株式会社代表取締役社長

社外取締役在任年数

5年（本株主総会終結時）

所有する当社の株式数

0株

【社外取締役候補者とした理由および期待する役割】

寺島剛紀氏は、大手生命保険会社の元経営者として、資金運用や投資案件等に関して豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験および見識を業務執行の監督等に活かす役割を期待しております。また、2018年6月から、当社社外取締役としてその役割を適切に果たしていることから、引き続き社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 同氏は、当社が定める「社外役員の独立性の判断基準」（15、16頁をご参照ください。）を充足しております。同氏は、日本生命保険相互会社の元取締役（2018年7月退任）であり、当社と同社との間には資金借入等の取引がありますが、同社からの借入額は借入金全体の10%未満であり、「社外役員の独立性の判断基準」で定める「当社の主要な借入先である会社」の基準（直近事業年度末において当社の資金調達につき代替性のない程度に依存している金融機関その他の大口債権者）には該当いたしません。
2. 同氏は、大星ビル管理株式会社の代表取締役社長であり、同社は、当社の事業の部類に属する取引（不動産賃貸業）を行っております。
3. 当社は、同氏を東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。なお、同氏の選任が承認された場合は、同様の内容による責任限定契約を締結する予定であります。

候補者番号

8

かき ざき

柿 崎

たまき

環

生年月日

1961年1月16日（満62歳）

再任

社外

独立

女性



取締役会への出席回数

13回／13回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2008年4月	東洋大学法科大学院教授 (2012年3月退任)	2017年6月	日本空港ビルデング株式会社社外監査役 (2022年6月退任)
2012年4月	横浜国立大学国際社会科学研究院教授 (2014年3月退任)	2019年6月	当社企業価値分析会議委員 現在に至る
2014年4月	明治大学法学部教授 現在に至る	2020年6月	当社取締役 現在に至る
2016年6月	エーザイ株式会社社外取締役 (2020年6月退任)	2021年6月	株式会社秋田銀行社外取締役 現在に至る
2016年6月	三菱食品株式会社社外取締役 現在に至る	2022年6月	日本空港ビルデング株式会社 社外取締役（監査等委員） 現在に至る

（重要な兼職の状況）

明治大学法学部教授
日本空港ビルデング株式会社社外取締役（監査等委員）
三菱食品株式会社社外取締役
株式会社秋田銀行社外取締役

社外取締役在任年数

3年（本株主総会終結時）

所有する当社の株式数

0株

【社外取締役候補者とした理由および期待する役割】

柿崎環氏は、内部統制や内部監査に関する分野を専門とする大学教授であり、空港ターミナルビル運営会社等の社外役員および大手医薬品会社の元社外役員として、豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験および見識を業務執行の監督等に活かす役割を期待しております。また、2020年6月から、当社社外取締役としてその役割を適切に果たしていることから、引き続き社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 同氏は、当社が定める「社外役員の独立性の判断基準」（15、16頁をご参照ください。）を充足しております。同氏は、株式会社秋田銀行の社外取締役であります。業務執行者ではありません。また、当社と同社との間には資金借入等の取引がありますが、同社からの借入額は借入金全体の10%未満であり、「社外役員の独立性の判断基準」で定める「当社の主要な借入先である会社」の基準（直近事業年度末において当社の資金調達につき代替性のない程度に依存している金融機関その他の大口債権者）には該当いたしません。
2. 当社は、同氏を東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。なお、同氏の選任が承認された場合は、同様の内容による責任限定契約を締結する予定であります。

候補者番号

9

の は ら さ わ こ
野原 佐和子生年月日
1958年1月16日（満65歳）

再任 社外 独立 女性



取締役会への出席回数

13回／13回

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2001年12月	株式会社イプシ・マーケティング研究所 代表取締役社長 現在に至る	2018年6月	東京瓦斯株式会社社外監査役 (2021年6月退任)
2006年6月	日本電気株式会社社外取締役 (2012年6月退任)	2019年6月	第一三共株式会社社外取締役 現在に至る
2009年10月	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 特任教授 (2019年9月退任)	2020年4月	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 特任教授 (2022年3月退任)
2012年6月	株式会社損害保険ジャパン社外監査役 (2013年6月退任)	2021年6月	当社取締役 現在に至る
2013年6月	NK S Jホールディングス株式会社 (現 SOMP Oホールディングス株式会社) 社外取締役 (2021年6月退任)	2021年6月	東京瓦斯株式会社社外取締役 (2022年6月退任)
2014年6月	株式会社ゆうちょ銀行社外取締役 (2020年6月退任)	2022年6月	株式会社りそなホールディングス 社外取締役 現在に至る

(重要な兼職の状況)

株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長

第一三共株式会社社外取締役

株式会社りそなホールディングス社外取締役

社外取締役在任年数

2年（本株主総会終結時）

所有する当社の株式数

0株

【社外取締役候補者とした理由および期待する役割】

野原佐和子氏は、ITビジネスにおける事業戦略やマーケティング戦略に関する会社の経営者であり、大手医薬品会社等の社外役員および政府関係会議の有識者委員として、豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験および見識を業務執行の監督等に活かす役割を期待しております。また、2021年6月から、当社社外取締役としてその役割を適切に果たしていることから、引き続き社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 同氏は、当社が定める「社外役員の独立性の判断基準」(15、16頁をご参照ください。)を充足しております。同氏は、株式会社りそなホールディングスの社外取締役ではありますが、業務執行者ではありません。また、当社と同子会社である株式会社りそな銀行との間には資金借入等の取引がありますが、株式会社りそな銀行からの借入額は借入金全体の10%未満であり、「社外役員の独立性の判断基準」で定める「当社の主要な借入先である会社」の基準（直近事業年度末において当社の資金調達につき代替性のない程度に依存している金融機関その他の大口債権者）には該当いたしません。
2. 当社は、同氏を東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。なお、同氏の選任が承認された場合は、同様の内容による責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本株主総会の終結の時をもって、現任監査役4名のうち、廣川雄一郎氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

うら べ
浦 辺

かず お
和 夫

生年月日
1961年11月3日（満61歳）

新任 男性



取締役会への出席回数

13回／13回

監査役会への出席回数

—

略歴、地位および重要な兼職の状況

1984年4月	当社入社	2019年6月	当社経理部担当
2015年6月	当社取締役 現在に至る	2021年6月	当社経営戦略室長
2015年6月	当社人事部（現 人材戦略部）担当	2022年4月	当社取締役専務執行役員
2019年6月	当社取締役常務執行役員		

監査役在任年数

—

所有する当社の株式数

9,300株

株式報酬制度に基づく交付予定株式の数

6,575株

【監査役候補者とした理由】

浦辺和夫氏は、主に鉄道事業および経理、人事、総務業務等の業務経験を有しており、財務・会計およびガバナンス・法務・リスク管理に関する豊富な知見を、取締役の職務執行の的確、公正かつ効率的な監査の遂行に活かすことを期待しております。また、2015年6月から、取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしていることから、当社監査役として適任と判断し、監査役候補者としております。

- (注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、同氏は当該契約の被保険者であります。また、同氏の選任が承認された場合には、同氏は当該契約の被保険者となります。当該契約の内容につきましては、事業報告「IV 会社役員に関する事項」の「1. 取締役および監査役の氏名等」(注)15. に記載のとおりであり、当該契約は本株主総会後に更新を予定しております。
3. 当社は、取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対して株式報酬制度を導入しており、同制度に基づき取締役退任時に同氏に交付される予定の株式数を、同氏が所有する当社株式数と併記しております。

(ご参考1)

社外役員の独立性の判断基準

当社において、独立性を有する社外取締役・社外監査役であるためには、次のいずれかに該当する者であってはならない。

1. 当社および当社グループ会社（以下、総称して「当社」という。）の業務執行者
2. 当社の主要な株主または主要な株主である会社の業務執行者
3. 当社の主要な借入先である者または主要な借入先である会社の業務執行者
4. 当社を主要な取引先とする者または主要な取引先とする会社の業務執行者
5. 当社の主要な取引先である者または主要な取引先である会社の業務執行者
6. 当社から一定額を超える寄付または助成を受けている者
当社から一定額を超える寄付または助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
7. 当社から役員報酬以外に一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
8. 当社から一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
9. 社外取締役・社外監査役の相互就任関係となる他の会社の業務執行者
10. 過去10年間に於いて、第1項に該当していた者
過去5年間に於いて、第2項から第9項までのいずれかに該当していた者
11. 第1項から第9項までに該当する者が重要な職位にある者の場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族

- (注)
1. 本基準において「業務執行者」とは、「業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準ずる者および使用人」をいう。
 2. 第2項において「主要な株主」とは、「直近事業年度末において当社の議決権総数の10%以上の議決権を直接または間接に保有している者（または会社）」をいう。
 3. 第3項において「当社の主要な借入先である者（または会社）」とは、「直近事業年度末において当社の資金調達につき代替性のない程度に依存している金融機関その他の大口債権者」をいう。
 4. 第4項において「当社を主要な取引先とする者（または会社）」とは、「直近事業年度におけるその者（または会社）の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者（または会社）」をいう。

5. 第5項において「当社の主要な取引先である者（または会社）」とは、「直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者（または会社）」をいう。
6. 第6項および第7項において「一定額」とは、「直近事業年度における年間10百万円」をいう。
7. 第8項において「一定額」とは、「直近事業年度における法人、組合等の団体の総売上高の2%」をいう。
8. 第9項において「相互就任関係」とは、「直近事業年度末において当社の業務執行者が他の会社の社外取締役・社外監査役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役・社外監査役である関係」をいう。
9. 第11項において「重要な職位にある者」とは、「部長格以上の業務執行者またはそれらに準ずる権限を有する者」をいう。
10. 本基準以外で独立性の判断に重要な影響を及ぼす事項については、適切に対応していくこととする。

(ご参考2)

スキル・マトリックス

当社の中長期的な経営戦略および経営課題に基づいて、取締役および監査役に求めるスキル（知識・経験・能力）を設定しております。

社内取締役には、事業部門および管理部門に関するスキルを備え、当社の事業を深く理解していることを求めています。また、社外取締役には、業務執行の監督等に活かすための専門性、豊富な経験および幅広い知見を備えていることを求めています。

監査役には、経営を監査するための専門性、豊富な経験および幅広い知見を備えていることを求めています。

本株主総会において、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認された場合の取締役および監査役のスキルは、次のとおりであります。

氏名	当社における地位	企業経営	サステナビリティ経営戦略	財務会計	ガバナンス 法務 リスク管理	人財開発 組織戦略	営業 マーケティング	ICT DX	交通	不動産 生活サービス
原田 一之	取締役会長 (代表取締役)	●	●	●	●	●	●		●	
川俣 幸宏	取締役社長 (代表取締役) 社長執行役員	●	●	●	●		●	●	●	●
本多 利明	取締役 専務執行役員	●					●	○		●
櫻井 和秀	取締役 常務執行役員	●					●		●	○
金子 雄一	取締役 常務執行役員	○	○	○		○	●			●
竹谷 英樹	取締役 常務執行役員	●			●	●	●		○	●
寺島 剛紀	取締役 (社外・独立役員)	●		●		●	●			
柿崎 環	取締役 (社外・独立役員)		●		●					
野原 佐和子	取締役 (社外・独立役員)	●	●				●	●		
原田 修	常勤監査役 (社外・独立役員)	●		●						●
浦辺 和夫	常勤監査役	●	●	●	●	●	●		●	
末綱 隆	監査役 (社外・独立役員)			●	●	●				
須藤 修	監査役 (社外・独立役員)			●	●					

当社は、執行役員制度を導入しております。本株主総会後の取締役兼務者以外の執行役員のスキルは、次のとおりであります。

氏名	当社における地位	企業経営	サステナビリティ経営戦略	財務会計	ガバナンス 法務 リスク管理	人財開発 組織戦略	営業 マーケティング	ICT DX	交通	不動産 生活サービス
野村 正人	執行役員	●							●	●
杉山 勲	執行役員				●			○	●	
竹内 明男	執行役員								●	
坂齊 素彦	執行役員	●					●			●
青野 良生	執行役員	●				●	●			●

- (注) 1. ○は、担当として今後伸長させていくスキルであります。
2. 取締役、監査役および執行役員（取締役非兼務）の有するすべてのスキルを表すものではありません。

スキル・マトリックス各項目の選定理由は、次のとおりであります。

項目	選定理由
企業経営	当社および当社グループ主要会社ならびに外部の会社等の経営経験を有することで、経営を監督する役割を適切に果たすとともに、急激な事業環境の変化に対応していくため。
サステナビリティ 経営戦略	当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上に資する戦略を策定し、推進していくため。
財務 会計	財務報告の適切性・正確性を確保するとともに、財務の健全性を維持し、かつ品川開発等の大規模な成長投資を実現する財務戦略を策定し、推進していくため。
ガバナンス 法務・リスク管理	経営の基盤となるガバナンスに関する知見を有しつつ、経営上のリスクを的確に認識し、適切な対応策を講じることで、リスクに強い企業体質を構築するため。
人財開発 組織戦略	多様な価値観や働き方を受容し、経営環境の変化に即応した新しい価値を創造する人財集団に変化していくため。
営業 マーケティング	顕在化したニーズを深耕させるほか、潜在的なニーズを捉えた付加価値の高いサービスを創出することで、お客さまに選ばれる企業集団を目指すため。
ICT DX	データの利活用により、サービスの向上を図るほか、デジタル技術の積極的な活用により、ローコストオペレーションおよびグループ内外の事業共創を推進していくため。
交通	基幹事業として、ダイヤ、運賃、ローコストオペレーション等の政策に配慮し、公共性と収益性が両立する持続的なサービスを提供するほか、快適でシームレスな移動を提供する「移動プラットフォーム」を形成するため。
不動産 生活サービス	当社グループ事業に好循環を生み出す持続的なまちづくりを推進することで、人や物の流れを創造する「まち創造プラットフォーム」を形成し、「移動プラットフォーム」との相乗効果を図るため。

以上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

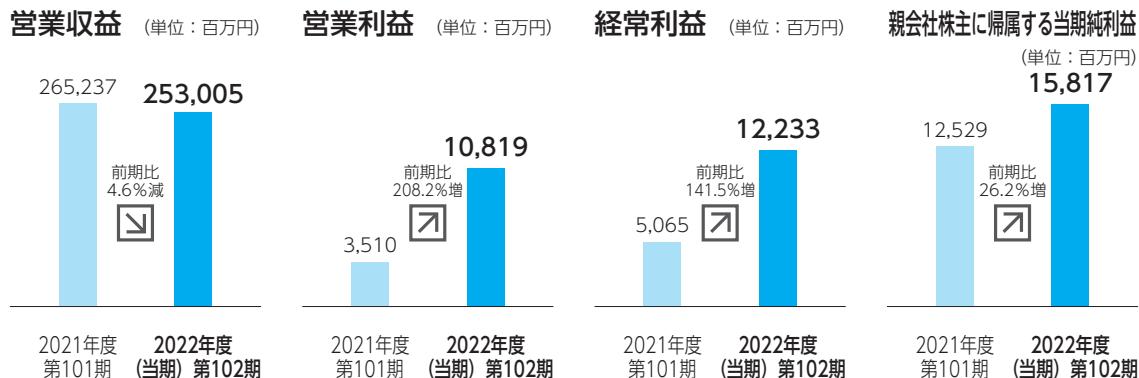
1. 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響や物価の上昇などが続いたものの、景気は緩やかに持ち直しました。また、当社グループの事業は、交通事業およびレジャー・サービス事業を中心に、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響が残ったものの、回復傾向が続きました。

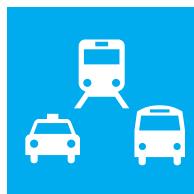
このような事業環境のなか、当社グループは、2023年度を最終年度とする「京急グループ中期経営計画」に基づき、新型コロナウイルス感染症による急激な事業環境の変化への対応を最優先の課題として、各事業におけるローコストオペレーションおよび不動産事業の強化を推進しました。

以上の結果、営業収益は2,530億5百万円（前期比4.6%減）、営業利益は108億1千9百万円（前期比208.2%増）、経常利益は122億3千3百万円（前期比141.5%増）となりました。これに、特別利益としてバスの営業所等の売却に伴う固定資産売却益を計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益は158億1千7百万円（前期比26.2%増）となりました。

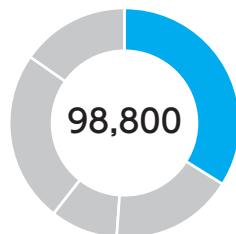
次に、セグメント別の業績についてご報告いたします。



交通事業



営業収益 (単位：百万円)



営業収益 (単位：百万円)



営業損失 (△) (単位：百万円)



鉄道事業では、リモートワークの定着などにより、定期券の利用がコロナ禍以前に比べ減少した状態が続いたものの、緊急事態宣言等による社会活動の制限がなかったことなどにより、輸送人員は前期比で12.3%増（定期6.1%増、定期外20.0%増）となりました。また、全国旅行支援および入国者数上限撤廃に伴う航空旅客数の回復により、羽田空港駅の輸送人員は、前期比で54.2%増（第1・第2ターミナル駅48.6%増、第3ターミナル駅94.9%増）となりました。さらに、当社は、羽田空港アクセスの強化を図るため、国土交通省と共同で整備する羽田空港第1・第2ターミナル駅引上線の工事に着手しました。このほか、投資計画の精査およびスマートサポートシステムの導入による駅業務の省力化等を実施し、コストの削減を図りました。また、引き続き安全対策を最重要課題とし、京急東神奈川駅、日ノ出町駅および汐入駅にホームドアを設置しました。

なお、引き続き安全・安心で快適・便利な輸送サービスを提供し続けていくため、本年10月に鉄道旅客運賃の改定を実施することとしました。

バス事業では、京浜急行バス(株)および川崎鶴見臨港バス(株)は、需要の変化に応じた路線の再編や運行便数の見直しなどを実施し、輸送の効率化およびコストの削減を図りました。また、京浜急行バス(株)は、脱炭素社会の実現に向けた取り組みとして、横浜市において小型電気バスの運行を開始しました。さらに、川崎鶴見臨港バス(株)は、多摩川スカイブリッジの開通を機に、大師橋駅および浮島バスターミナルと天空橋駅を結ぶ新規路線の運行を開始し、利便性の向上を図りました。このほか、川崎市で初となるハイブリッド連節バスを使用したBRT（バス高速輸送システム）の運行を開始し、車内や駅前広場の混雑解消などを図りました。

また、鉄道事業およびバス事業において、お客さまのご利用状況や新たな需要を反映したダイヤ改正を実施し、利便性の向上を図るとともに、沿線のまちづくりと鉄道・バスをはじめとする移動基盤との連携を進めました。

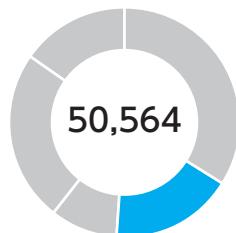
以上の結果、交通事業の営業収益は988億円（前期比14.5%増）、営業損失は7億7百万円（前期は営業損失99億5千4百万円）となりました。

不動産事業



営業収益

(単位：百万円)



営業収益

(単位：百万円)



営業利益

(単位：百万円)



不動産販売業では、当社は、分譲マンション「プライム金沢文庫」および「プレミスト王子神谷」等を、当社および京急不動産㈱は、「プライム川崎小島新田」を完売しました。また、当社は、「プランズタワー芝浦」の販売および引き渡しを行いました。さらに、当社および京急不動産㈱は、新たにマンション建替事業に参入し、「プライム虎ノ門」の販売を開始しました。

不動産賃貸業では、投資した不動産ファンドからの配当収入が増加しました。また、賃貸オフィスビルや商業施設などで、高稼働率の維持に努めました。

このほか、品川駅西口地区において、11月に都市計画変更がなされるなど、品川駅周辺開発事業が順調に進捗しました。また、当社は、横浜市旧市庁舎街区において、他社と共同で、複合施設の建設に着手しました。

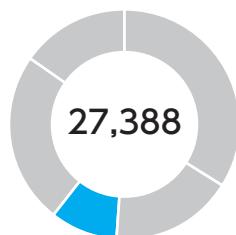
しかしながら、前期に、保有資産を回転させる方針に基づき一部物件を売却した反動などにより、不動産事業の営業収益は505億6千4百万円（前期比36.3%減）、営業利益は65億6千7百万円（前期比40.0%減）となりました。

レジャー・サービス事業



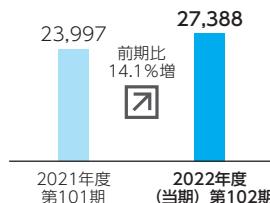
営業収益

(単位：百万円)



営業収益

(単位：百万円)



営業利益

(単位：百万円)



ビジネスホテル業では、京急E Xホテル・京急E Xインは、新型コロナウイルス感染症の影響が継続したものの、全国旅行支援などにより、回復基調で推移しました。また、ビジネス出張需要の縮小を踏まえ、「京急 E X イン 浅草橋駅前」など4館を閉館し、一時的なダウンサイジングを実施した一方で、インバウンドおよび国内レジャー需要の取り込みを強化するため、「京急 E X ホテル 札幌」および「京急 E X イン 京急蒲田駅前」を開業し、順調に推移しました。さらに、創立15周年を記念した宿泊プランを販売するなど、顧客の獲得に努めました。このほか、自動チェックイン機の導入等により業務効率化を図るなど、損益分岐点の改善を進めました。

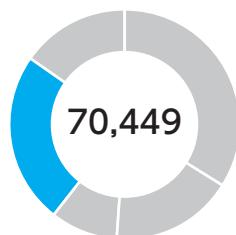
レジャー関連施設業では、京急開発(株)は、「ボートレース平和島」や「BIG FUN 平和島」などにおいて、来場者の獲得に努めました。また、当社は、「都市近郊リゾートみうらの創生」の実現に向けて、長年ご愛顧いただいた「観音崎京急ホテル」の営業を終了し、(株)共立メンテナンスが運営する新ホテルへのリニューアル工事を進めました。

以上の結果、レジャー・サービス事業の営業収益は273億8千8百万円（前期比14.1%増）、営業利益は21億1千7百万円（前期比915.6%増）となりました。

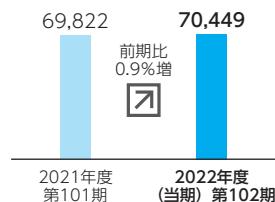
流通事業



営業収益 (単位：百万円)



営業収益 (単位：百万円)



営業利益 (単位：百万円)

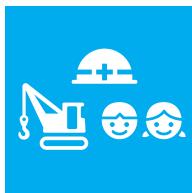


(株)京急ストアは、「京急ストア糀谷店」を「業務スーパー」に、「京急ストアグロッサリーマーケット伊勢佐木町店」を「もとまちユニオン」に業態転換するなど、地域特性に対応した店舗展開を図りました。また、緊急事態宣言等による社会活動の制限がなかったことなどにより、(株)セブン-イレブン・ジャパンと業務提携した駅構内や駅前の店舗の売上が増加しました。

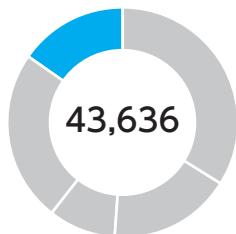
(株)京急百貨店は、施設の活性化および経営の効率化を図るため、大型専門店「GU」を誘致するなど専門店化を進めました。また、「ウイング久里浜」をリニューアルし、顧客の獲得に努めました。

以上の結果、流通事業の営業収益は704億4千9百万円（前期比0.9%増）、営業利益は10億5千万円（前期比37.7%増）となりました。

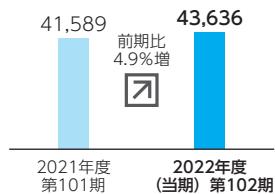
そ の 他



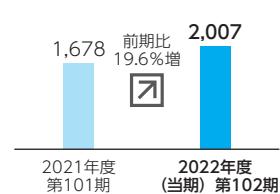
営業収益 (単位：百万円)



営業収益 (単位：百万円)



営業利益 (単位：百万円)



京急建設(株)および京急電機(株)は、ホームドアをはじめとした鉄道の安全対策工事等を行いました。

以上の結果、その他の事業の営業収益は436億3千6百万円（前期比4.9%増）、営業利益は20億7百万円（前期比19.6%増）となりました。

2. 設備投資等の状況

当期中において実施した設備投資等の総額は586億3千2百万円で、その主なものは次のとおりであります。

(1) 完成した主な工事等

交通事業	鉄道事業 【当社】 駅昇降機更新工事（天空橋駅ほか3駅 10基） ホームドア新設工事（京急東神奈川駅、日ノ出町駅、汐入駅） 発光信号機増設等工事
	バス事業 【京浜急行バスグループ】 バス新造（11両） 【川崎鶴見臨港バス株式会社】 バス新造（29両）
レジャー・サービス事業	ビジネスホテル業 【当社】 京急 EX ホテル 札幌リブランド工事 京急 EX イン 京急蒲田駅前建設工事

(2) 継続中の主な工事等

交通事業	鉄道事業 【当社】 駅改良工事（泉岳寺駅、神奈川新町駅） 品川駅付近連続立体交差化工事 品川駅街区地区開発ビル下部（品川駅橋上駅舎躯体）工事 羽田空港第1・第2ターミナル駅引上線建設工事 大師線地下化工事 第1期 ホームドア新設工事（金沢文庫駅、金沢八景駅） 運行管理支援システム新設工事 現業事務所建設工事（神奈川新町地区）
不動産事業	不動産賃貸業 【当社】 SHINAGAWA GOOS 解体工事 京急第1ビル改修工事（港区高輪） 横浜シンフォステージ建設工事

3. 資金調達の状況

当社は、設備投資等に資金を充当するため、金融機関から所要の借入等を行いました。
当社グループの当期末の社債、借入金の残高は、4,874億5千万円となり、前期末に
比べ22億1千8百万円減少しました。

4. 対処すべき課題

①経営の基本方針

京急グループは、「都市生活を支える事業を通して、新しい価値を創造し、社会の発展に貢献する」ことなどをグループ理念として掲げております。また、グループ理念の持続的な実現が、社会と京急グループの持続可能性を高めることにつながるという考えのもと、グループ理念と不可分一体の方針として、サステナビリティ基本方針を策定しております。今後も、ESG経営の考え方を事業の中心に据え、持続的な企業価値の向上を図ってまいります。

グループ理念（抜粋）

<経営理念>

- 京急グループは、都市生活を支える事業を通して、新しい価値を創造し、社会の発展に貢献する
- 京急グループは、伝統のもとに、創意あふれる清新な気風をもって、総合力を発揮し、社業の躍進をめざす
- 京急グループは、グループの繁栄と全員の幸福との一致を追求する

サステナビリティ基本方針（抜粋）

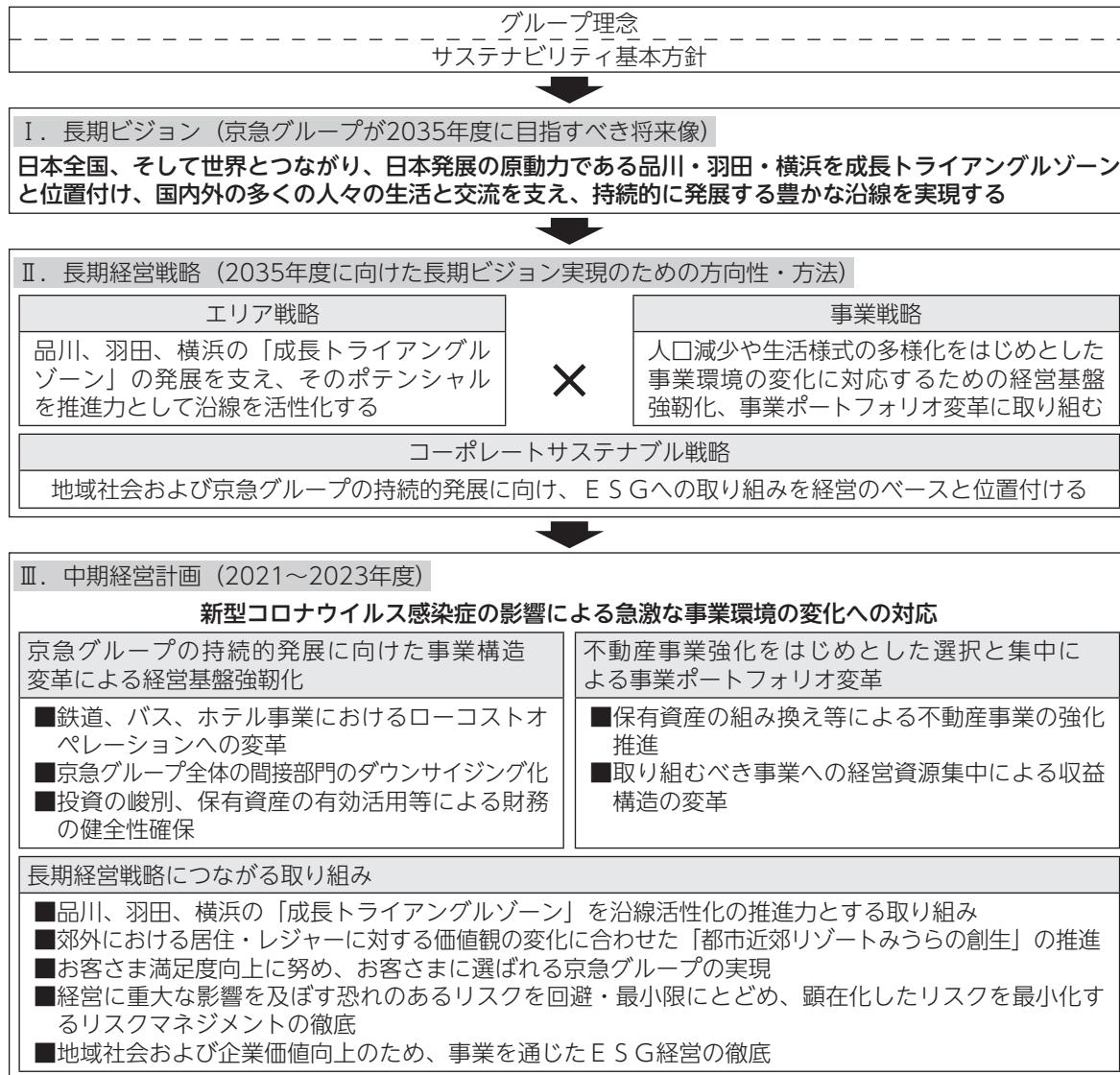
京急グループは、グループ理念のもとで、「社会の持続的発展への貢献」と「京急グループの持続的発展」のよりよい循環を目指します。

②総合経営計画

(1) 概要

現在、2021年度から2023年度までを中期経営計画期間とした総合経営計画を推進しております。2035年度に目指すべき将来像である長期ビジョンの実現に向け、品川・羽田・横浜の「成長トライアングルゾーン」のポテンシャルを推進力とした沿線活性化を図るとともに、人口減少や生活様式の多様化をはじめとした事業環境の変化に対応するための事業ポートフォリオ変革等を推進しております。特に、中期経営計画期間においては、ローコストオペレーションをはじめとする事業構造変革や、不動産事業の強化に注力するとともに、品川駅周辺開発事業等を着実に推進し、グループの持続的な発展を目指しております。

(京急グループ総合経営計画体系図)



(注) 京急グループ総合経営計画の詳細は、当社ウェブサイトに掲載しております。

<https://www.keikyuu.co.jp/ir/policy/vision/index.html>



(2) 事業戦略の核となる考え方

「移動プラットフォーム」と「まち創造プラットフォーム」の相互価値提供・価値向上

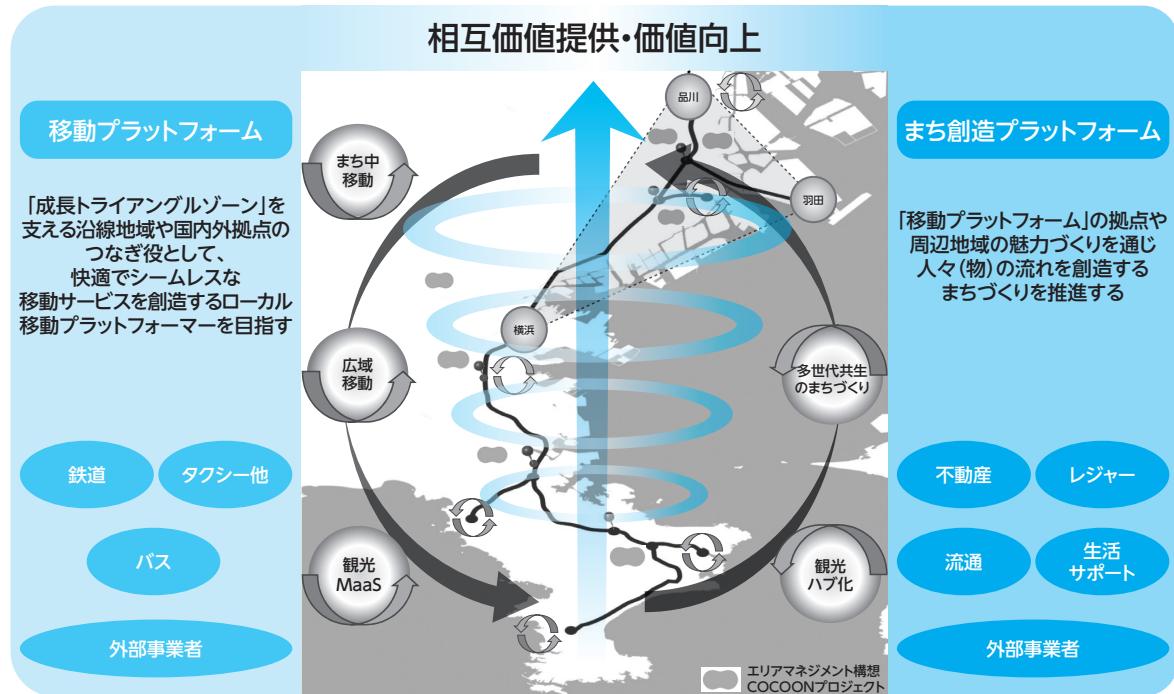
京急グループの持続的な発展を実現するため、鉄道・バス・タクシー・その他の移動手段の連携、Ma a Sを活用した快適でスムーズな移動など、高付加価値化した移動サービスを提供する「移動プラットフォーム」と、地域の特性に合わせたエリアマネジメントを通じて、拠点となる駅や周辺地域の魅力を高めることで人の流れを創造する「まち創造プラットフォーム」が相互に価値を提供し合い、双方の価値向上につながる正のスパイラルを拡大させることで、持続的な沿線価値の創造に取り組んでおります。

「移動プラットフォーム」においては、需要に即したダイヤ編成による輸送の効率化、鉄道とバスとの接続の改善、シェアサイクル等との連携などが進んでおります。また、「まち創造プラットフォーム」においては、エリアマネジメント構想「COCOONプロジェクト」を推進しており、観光型Ma a Sを展開する「三浦COCOON」に加え、「おおたCOCOON」、「横浜COCOON」を開設するなど、まちづくりに向けた地域連携の拠点として沿線地域に順次拡大しております。さらに、京急グループが運営していた三浦半島エリアにおけるレジャー施設について、ブランドやノウハウを持つ外部事業者への賃貸や共同事業への転換を進めております。

このほか、2つのプラットフォームが相互に価値を提供し合い、双方の価値向上につなげるため、各本部およびグループ会社がさらに緊密に連携する体制を構築する必要があると判断し、2023年4月に「新しい価値共創室」を新設しました。

「新しい価値共創室」が、京急グループ全体の事業および事業エリアを俯瞰し、グループ横断的な事業戦略の立案・推進をすることで、新しい価値創造の全体最適を図ってまいります。

(相互価値提供・価値向上の概念図)



(3) 中期経営計画の進捗状況

イ. 事業環境

新型コロナウイルス感染症の拡大当初と比較し、日本入国時の水際対策の緩和や国内旅行需要の回復等が進んでいるものの、ライフスタイル・ワークスタイルの変化の定着に加え、動力費の高騰等による厳しい事業環境が継続しております。中期経営計画期間における2022年度の進捗状況ならびに2023年度の取り組み方針および業績予想は、以下のとおりであります。

ロ. 2022年度の進捗状況（金額は、対2019年度）

事業構造変革による経営基盤の強靱化について、鉄道、バス、ホテル事業におけるローコストオペレーションは概ね計画どおり進捗しております。鉄道事業では、需要に合わせたダイヤ変更やスマートサポートシステム導入等による人件費、委託業務の内製化やデジタル化（業務効率化）による経費および宣伝計画の見直し等による一般管理費をはじめとしたコスト削減を実施した結果、約31億円の費用削減を実現しました。また、バス事業では、路線・営業所の再編等を実施した結果、約36億円の費用削減を実現しました。さらに、ホテル事業では、従業員のマルチタスク化や自動チェックイン機の導入等を実施した結果、損益分岐点売上を約6.5億円引き下げました。

不動産ファンド投資の強化推進については、保有物件を売却して得た資金で私募ファンドへの出資および実物不動産を取得し、利益の拡大を図りました。

また、品川駅周辺開発事業の西口地区・高輪3丁目開発については、2022年11月に建物計画を定める地区計画の都市計画変更を決定しており、2026年度の竣工を目指し、着実に計画を推進しております。

ハ. 2023年度（中期経営計画の最終年度）の取り組み方針および業績予想

2023年度は中期経営計画の最終年度であります。総合経営計画に掲げる指標のうち、営業利益は目標達成とする一方、純有利子負債／E B I T D A 倍率は目標未達の予想としております。厳しい事業環境においても中長期的な成長を着実に進めるため、中期経営計画における各種取り組みをいっそう推進してまいります。

事業構造変革による経営基盤の強靱化について、鉄道事業では、引き続き委託業務の内製化や保守・点検業務の見直し等を継続して行うことで、コストの削減を目指しております。また、ライフスタイル・ワークスタイルの変化は定着しつつあり、コロナ禍前の輸送水準への回復は困難と認識しております。そのため、コスト削減と営業努力を前提として、2023年10月に運賃改定を実施することで、既存設

備の適切な維持更新や安全対策等を進め、鉄道事業運営の健全性を確保してまいります。バス事業では、引き続きダイヤの効率化等によるコストの削減に加え、2023年3月に実施済みの川崎市内線の運賃改定のほか、東京都内や三浦半島での運賃改定の検討・実施によって、営業利益の改善を想定しております。ホテル事業では、引き続き運営効率の向上に努めるとともに、回復傾向にある国内レジャー需要やインバウンド需要の取り込みおよび2024年度以降に開業予定の新館計画を着実に実行してまいります。

不動産事業の強化推進については、引き続き成長トライアングルゾーンを中心とする駅周辺開発、保有物件の流動化によって得た資金の再投資による資産回転型モデルを通じた利益拡大、分譲マンションの安定供給等を推進してまいります。

品川駅周辺開発事業については、西口地区・高輪3丁目開発を中心に、「これからの日本の成長を牽引する国際交流拠点・品川」を目指し、中長期的な成長に向け、各種取り組みを進めてまいります。

なお、2023年度内に高輪3丁目開発の共同事業者であるトヨタ自動車(株)に対して土地譲渡を予定しているものの、協議中かつ土地区画整理事業のスケジュール変動の可能性があることから、業績予想には織り込んでおりません。引き続き、事業構造の変革および保有資産の有効活用等を推進し、京急グループの持続的な成長に向け、財務健全性の維持に注力してまいります。

(2023年度の業績予想と経営計画における目標水準)

経営計画に掲げている指標	業績予想	経営計画における目標水準
営業利益	230億円	約230億円
純有利子負債／E B I T D A倍率	8.8倍	8倍以下

③サステナビリティへの取り組み

グループ理念の実現に向けて、サステナビリティ基本方針に基づき、京急グループが持つ「強み」を最大限に活かした事業活動を通じて、沿線地域の持続的な経済・社会の発展に貢献し、京急グループの持続的発展につなげてまいります。また、従前から事業全般にわたり環境に配慮した事業運営を行ってまいりましたが、「気候変動への対応」を重要課題と認識し、2021年11月にTCFD提言への賛同を表明したほか、2022年6月に同提言に基づく情報開示を行いました。さらに、同じく2022年6月に長期環境目標「京急グループ 2050年カーボンニュートラル」を策定し、2050年度末における京急グループ全体の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すこと

を明確にするとともに、「2030年度末において2019年度比30%削減」という中間目標を設定いたしました。今後も気候変動への対策に取り組むとともに、京急グループのサステナビリティに関わる取り組みを推進してまいります。

(1) ガバナンス体制

サステナビリティへの対応は経営戦略に関する事項であるため、経営計画の検討などを行う「サステナビリティ委員会」において、サステナビリティに関する諸課題を議論しております。また、リスク管理委員会との連携を図ったうえで、取締役会に提言・報告することで、取締役会が適切に管理・監督を行っております。

(2) 戦 略

京急グループは、公共交通を事業の中心とする企業グループとして社会生活のインフラを支える存在であり、地域社会に密着し、人々の暮らしに寄り添う活動そのものがESG経営の考え方に則っていると認識しております。このことから、事業を通じて社会課題の解決を図りつつ、気候変動や人的資本の活用をはじめとする社会課題の解決に着実に取り組むことで、地域社会および京急グループの持続的な発展を実現することを、サステナビリティに関する基本的な方針としております。

以上を踏まえ、総合経営計画における「コーポレートサステナブル戦略」において、地域社会および京急グループの持続的発展に寄与する非財務KPIの策定・進捗管理を行っております。

(3) リスク管理

京急グループの持続可能性は、沿線地域の持続可能性と極めて関連が深く、人口減少等による沿線地域の活力の低下のほか、気候変動によりもたらされるリスクおよび人的資本に関するリスクについても、重大なリスクと認識しております。

なお、気候変動によりもたらされるリスクや機会については、TCFD提言に基づき、シナリオ分析による抽出を行うとともに、リスクへの対処および機会を捉えた取り組みや今後の方向性を定めております。

(注) 気候変動への取り組みの詳細は、当社ウェブサイトに掲載しております。

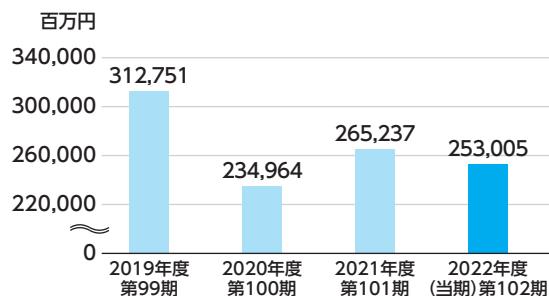
<https://www.keikyuu.co.jp/company/csr/tcf.html>



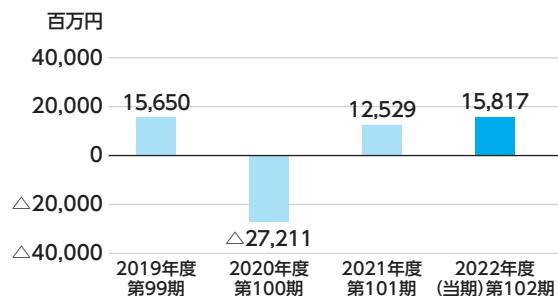
5. 財産および損益の状況の推移

区 分	2019年度 第99期	2020年度 第100期	2021年度 第101期	2022年度 (当期)第102期
営 業 収 益 (百万円)	312,751	234,964	265,237	253,005
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失(△) (百万円)	15,650	△27,211	12,529	15,817
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	56.83	△98.83	45.52	57.46
総 資 産 (百万円)	888,412	929,053	912,385	935,420

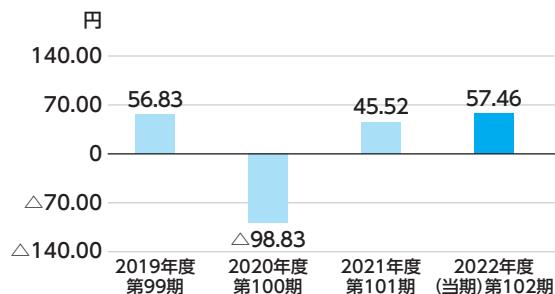
営業収益



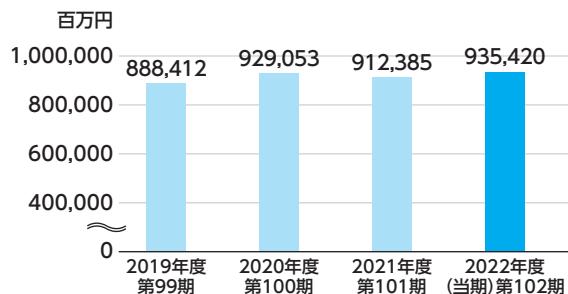
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 (△)



1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△)



総資産



(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第101期連結会計年度の期首から適用しております。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、第100期連結会計年度以前の会計年度への当該会計基準等の遡及適用は行っておりません。

6. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
京浜急行バス株式会社	100	100.0	バス事業
川崎鶴見臨港バス株式会社	180	100.0	バス事業
京急不動産株式会社	1,000	100.0 (1.4)	不動産業
京急開発株式会社	1,000	100.0	ボートレース場・レジャー施設の経営 不動産賃貸業
株式会社京急百貨店	100	100.0	百貨店・ショッピングセンター業
株式会社京急ストア	100	100.0	ストア業

(注) 出資比率の () 内の数字は、間接所有割合であります。

当社の連結子会社は、上記6社を含めた45社（前期比1社減）であり、持分法適用会社は3社（前期比増減なし）であります。

7. 主要な事業内容

8. 主要な事業所等

9. 従業員の状況

上記7から9は、法令および当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をした株主様に交付する書面には記載していません。

10. 主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社日本政策投資銀行	135,722
三井住友信託銀行株式会社	26,047
株式会社みずほ銀行	21,476
株式会社三菱UFJ銀行	21,233
みずほ信託銀行株式会社	18,061
日本生命保険相互会社	17,040
株式会社横浜銀行	14,965

(注) 上記にはシンジケートローンによる借入額（総額51,375百万円）は含まれておりません。

II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 900,000,000株
2. 発行済株式の総数 275,401,974株（自己株式 358,573株を除く）
 (注) 自己株式には、信託を用いた株式報酬制度により役員報酬信託口が所有する当社株式（98,400株）は含まれておりません。
3. 株 主 数 53,379名
4. 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	29,737	10.80
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	10,491	3.81
日本生命保険相互会社	10,076	3.66
株式会社みずほ銀行	8,317	3.02
株式会社横浜銀行	8,028	2.92
株式会社日本カストディ銀行 （三井住友信託銀行退職給付信託口）	5,488	1.99
明治安田生命保険相互会社	5,000	1.82
西武鉄道株式会社	4,883	1.77
株式会社日本カストディ銀行 退職給付信託 みずほ信託銀行口	4,716	1.71
J P M O R G A N C H A S E B A N K 385781	3,388	1.23

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5. 当期中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況

当社は、取締役（社外取締役を除く）および執行役員を対象として、信託を用いた株式報酬制度を導入しております。当期においては、当期中に退任した役員に対し、次のとおり交付しております。

役 員 区 分	株 式 数	交 付 者 数
取締役（社外取締役を除く）	3,800株	1名

(ご参考)

政策保有株式に関する事項

1. 政策保有株式の保有の方針

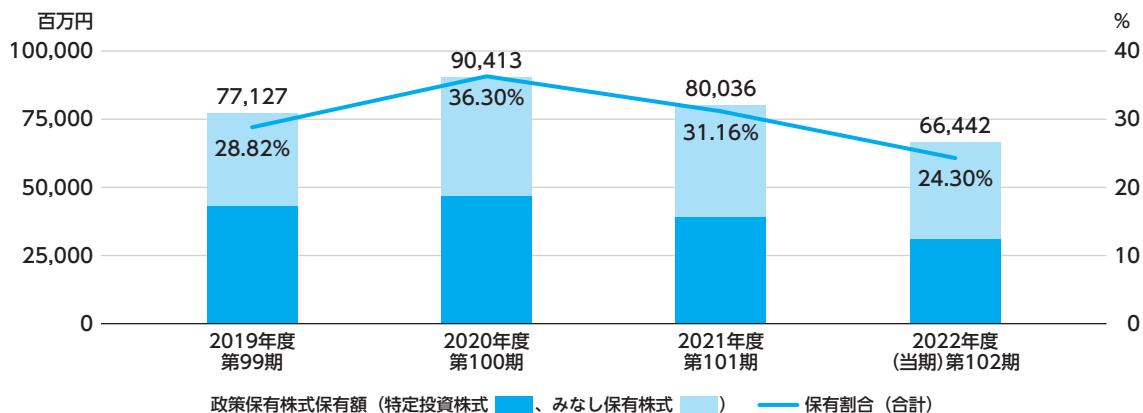
当社は、事業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、事業上の連携、協業関係の構築・強化および当社の経営戦略上の観点から意義が認められる場合には、政策保有株式を保有いたします。保有意義が希薄化した銘柄については、段階的に縮減を進めることとしており、次のとおり縮減を進めております。取締役会では、毎年、個別銘柄の保有合理性を定量・定性の両面から検証のうえ、保有継続の是非や株式数の見直しについて総合的に判断しております。

なお、当社は、中期経営計画最終年度である2023年度末までに、連結純資産に占める政策保有株式（みなし保有株式を含む）の保有割合（以下、「保有割合」といいます。）を20%以内まで縮減することを目標としており、当期末における保有割合は24.30%となりました。

2. 政策保有株式の保有状況（2023年3月31日現在）

区 分		2019年度 第99期	2020年度 第100期	2021年度 第101期	2022年度 (当期)第102期
政策保有株式 保有額 (百万円)	特定投資株式	43,030	46,836	39,184	31,169
	みなし保有株式	34,096	43,577	40,852	35,273
	合計額	77,127	90,413	80,036	66,442
保有割合 (%)	特定投資株式	16.08	18.81	15.25	11.40
	みなし保有株式	12.74	17.50	15.90	12.90
	合計	28.82	36.30	31.16	24.30

政策保有株式保有額の合計額および保有割合



Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等（2023年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
原 田 一 之 <small>はら だ かず ゆき</small>	取締役会長 (代表取締役)	横浜新都市センター株式会社取締役社長 株式会社かんぼ生命保険社外取締役 日本空港ビルデング株式会社社外取締役 株式会社ルミネ社外取締役 株式会社エヌケービー社外取締役
川 俣 幸 宏 <small>かわ また ゆき ひろ</small>	取締役社長 (代表取締役) 社長執行役員 グループ業務監査部担当	横浜新都市センター株式会社社外取締役 京急川崎駅西口地区第一種市街地再開発準備組合理事長
本 多 利 明 <small>ほん だ とし あき</small>	取締役専務執行役員 生活事業創造本部長	
浦 辺 和 夫 <small>うら べ かず お</small>	取締役専務執行役員 経営戦略室長 人財戦略部担当	
佐 藤 憲 治 <small>さ とう けん じ</small>	取締役常務執行役員 広報・マーケティング室長	
櫻 井 和 秀 <small>さくら い かず ひで</small>	取締役常務執行役員 鉄道本部長 生活事業創造本部 品川開発推進部担当	

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
寺島剛紀	取締役	大星ビル管理株式会社代表取締役社長
柿崎環	取締役	明治大学法学部教授 日本空港ビルデング株式会社社外取締役（監査等委員） 三菱食品株式会社社外取締役 株式会社秋田銀行社外取締役
野原佐和子	取締役	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長 第一三共株式会社社外取締役 株式会社りそなホールディングス社外取締役
廣川雄一郎	常勤監査役	
原田修	常勤監査役	
末綱隆	監査役	株式会社関電工社外監査役 東鉄工業株式会社社外取締役 JCRファーマ株式会社社外取締役
須藤修	監査役	弁護士 三井倉庫ホールディングス株式会社社外監査役 株式会社プロネクサス社外監査役 株式会社バンダイナムコアミューズメント社外監査役

(注) 1. 取締役櫻井和秀氏および常勤監査役原田修氏は、2022年6月29日開催の第101期定時株主総会において、新たに選任された取締役および監査役であります。

2. 当期中の取締役の地位の異動は、次のとおりであります。

氏 名	新	旧	異動年月日
原 田 一 之	取締役会長 (代表取締役)	取締役社長 (代表取締役) 社長執行役員	2022年4月1日
川 俣 幸 宏	取締役社長 (代表取締役) 社長執行役員	取締役常務執行役員	//
本 多 利 明	取締役専務執行役員	取締役 (代表取締役) 専務執行役員	//
浦 辺 和 夫	取締役専務執行役員	取締役常務執行役員	//

3. 当期中に退任した取締役および監査役は、次のとおりであります。

退任時の地位	氏 名	退任の事由	退任年月日
取締役執行役員	道 平 隆	任期満了	2022年6月29日
常勤監査役	森 脇 朗	//	//

4. 取締役寺島剛紀氏、柿崎環氏および野原佐和子氏は、社外取締役であります。
5. 常勤監査役原田修氏ならびに監査役末綱隆氏および須藤修氏は、社外監査役であります。
6. 常勤監査役廣川雄一郎氏は、当社経理担当役員を務めた経験を有するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 常勤監査役原田修氏は、大手金融機関の常勤監査役を務めた経験や債権管理回収会社の経営者を務めた経験を有するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 監査役末綱隆氏は、警察庁長官官房会計課長等を務めた経験や他の上場会社の社外監査役を務めた経験を有するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 監査役須藤修氏は、弁護士として会社再建・清算等に多数関与した経験や他の上場会社の社外監査役を務めた経験を有するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

7. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係
取締役寺島剛紀氏は、大星ビル管理株式会社の代表取締役社長であり、同社は、当社の事業の部類に属する取引（不動産賃貸業）を行っております。
取締役柿崎環氏は、株式会社秋田銀行の社外取締役であり、当社と同社との間には資金借入等の取引がありますが、同社からの借入額は借入金全体の10%未満であり、「社外役員の独立性の判断基準」で定める「当社の主要な借入先である会社」の基準（直近事業年度末において当社の資金調達につき代替性のない程度に依存している金融機関その他の大口債権者）には該当いたしません。なお、同氏のその他の上記兼職先と当社との間に特別の関係はありません。
取締役野原佐和子氏は、株式会社りそなホールディングスの社外取締役であり、当社と同社子会社である株式会社りそな銀行との間には資金借入等の取引がありますが、株式会社りそな銀行からの借入額は借入金全体の10%未満であり、「社外役員の独立性の判断基準」で定める「当社の主要な借入先である会社」の基準（直近事業年度末において当社の資金調達につき代替性のない程度に依存している金融機関その他の大口債権者）には該当いたしません。なお、同氏のその他の上記兼職先と当社との間に特別の関係はありません。
監査役末綱隆氏および須藤修氏の上記兼職先と当社との間に特別の関係はありません。
8. 取締役柿崎環氏は、2022年6月24日に日本空港ビルデング株式会社の社外監査役を退任し、同社の社外取締役（監査等委員）に就任いたしました。
9. 取締役野原佐和子氏は、2022年6月24日に株式会社りそなホールディングスの社外取締役に就任いたしました。また、2022年6月29日に東京瓦斯株式会社の社外取締役を退任いたしました。なお、退任した東京瓦斯株式会社と当社との間に特別の関係はありません。
10. 監査役末綱隆氏は、2022年6月24日にあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の社外監査役を退任いたしました。なお、当社と同社との間に特別の関係はありません。
11. 監査役須藤修氏は、2022年6月15日に株式会社バンダイナムコアミュージックメントの社外監査役に就任いたしました。また、2022年6月20日に株式会社バンダイナムコホールディングスの社外監査役を退任いたしました。なお、退任した株式会社バンダイナムコホールディングスと当社との間に特別の関係はありません。
12. 取締役原田一之氏は、2022年6月29日に株式会社ルミネの社外取締役に就任いたしました。また、2022年6月30日に横浜新都市センター株式会社の社外取締役を退任し、同社の取締役社長に就任いたしました。
13. 取締役川俣幸宏氏は、2022年4月13日に京急川崎駅西口地区第一種市街地再開発準備組合の理事長に就任いたしました。また、2022年6月30日に横浜新都市センター株式会社の社外取締役に就任いたしました。
14. 取締役寺島剛紀氏、柿崎環氏および野原佐和子氏ならびに常勤監査役原田修氏、監査役末綱隆氏および須藤修氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として同取引所に届け出ております。

15. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社取締役、監査役および執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は当社が全額負担しております。

当該契約の内容の概要は、次のとおりであります。

- ・ 第三者からの訴訟および株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・ 被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害などについては、填補の対象外としているほか、保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

(ご参考1)

2023年3月31日現在の取締役兼務者以外の執行役員は、次のとおりであります。

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
かね こ ゆう いち 金子雄一	常務執行役員 生活事業創造本部副本部長 兼品川開発推進部長	
たけ や ひで き 竹谷英樹	執行役員	株式会社京急百貨店取締役社長
の むら まさ ひと 野村正人	執行役員	京浜急行バス株式会社取締役社長
すぎ やま いさお 杉山勲	執行役員 グループ統括部長 兼総務部長 グループ構造変革推進部担当	
たけ うち あき お 竹内明男	執行役員 鉄道本部建設部長 兼生活事業創造本部 品川開発推進部担当部長	

- (注) 1. 執行役員竹内明男氏は、2022年4月1日に、新たに就任した執行役員であります。
2. 執行役員竹谷英樹氏は、2023年3月31日に株式会社京急百貨店の取締役社長を退任いたしました。

(ご参考2)

2023年4月1日現在の取締役（社外取締役を除く）は、次のとおりであります。

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
原 田 一 之 <small>はら だ かず ゆき</small>	取締役会長 (代表取締役)	横浜新都市センター株式会社取締役社長 株式会社かんぽ生命保険社外取締役 日本空港ビルデング株式会社社外取締役 株式会社ルミネ社外取締役 株式会社エヌケービー社外取締役
川 俣 幸 宏 <small>かわ また ゆき ひろ</small>	取締役社長 (代表取締役) 社長執行役員 グループ業務監査部担当	横浜新都市センター株式会社社外取締役 京急川崎駅西口地区第一種市街地再開発準備組合理事長
本 多 利 明 <small>ほん だ とし あき</small>	取締役専務執行役員 新しい価値共創室長	
櫻 井 和 秀 <small>さくら い かず ひで</small>	取締役常務執行役員 生活事業創造本部長 鉄道本部担当	
浦 辺 和 夫 <small>うら べ かず お</small>	取締役	
佐 藤 憲 治 <small>さとう けん じ</small>	取締役	

2023年4月1日現在の取締役兼務者以外の執行役員は、次のとおりであります。

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
かね こ ゆう いち 金子 雄 一	常務執行役員 経営戦略室長 人財戦略部担当	
たけ や ひで き 竹 谷 英 樹	常務執行役員 鉄道本部長 生活事業創造本部 品川開発推進部担当	
の むら まさ ひと 野 村 正 人	執行役員	京浜急行バス株式会社取締役社長
すぎ やま いさお 杉 山 勲	執行役員 グループ統括部長 兼総務部長	
たけ うち あき お 竹 内 明 男	執行役員 鉄道本部建設部長 兼生活事業創造本部 品川開発推進部担当部長	
さか さい もと ひこ 坂 齊 素 彦	執行役員 生活事業創造本部 開発事業部長	
あお の よし お 青 野 良 生	執行役員 新しい価値共創室部長	株式会社京急ストア取締役社長

2. 取締役、監査役および執行役員報酬等の額

(1) 当事業年度に係る取締役、監査役および執行役員報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
		取締役・ 監査役の 固定報酬	代表取締役報酬	
			固定報酬	業績連動報酬
取締役 (うち社外取締役)	226 (27)	78 (27)	9 (なし)	4 (なし)
監査役 (うち社外監査役)	69 (43)	69 (43)	なし	なし
執行役員 (取締役非兼務者)	107	なし	なし	なし

区 分	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
	執行役員報酬		株式報酬	
	固定報酬	賞 与		
取締役 (うち社外取締役)	50 (なし)	58 (なし)	26 (なし)	10 (3)
監査役 (うち社外監査役)	なし	なし	なし	5 (4)
執行役員 (取締役非兼務者)	57	35	13	6

(注) 1. 株主総会決議における報酬額（年額）

区 分	報酬額 (百万円)	株主総会決議	決議時点の員数 (人)	備 考
取締役 (うち社外取締役)	550 (30)	第93期定時株主総会 (2014年6月27日開催)	16 (2)	使用人兼務取締役 の使用人分給与は 含まない((注)4)
取締役 (うち社外取締役)	550 (75)	第97期定時株主総会 (2018年6月28日開催)	15 (3)	使用人兼務取締役 の使用人分給与は 含まない((注)4) 社外取締役の 報酬額のみ改定
監査役	95	第93期定時株主総会 (2014年6月27日開催)	4	

- 上記(注)1. の株主総会決議による報酬額とは別枠として、取締役（社外取締役を除く）および執行役員（以下、本注記2. において「取締役等」といいます。）に対して株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」を導入することが2020年6月26日開催の第99期定時株主総会において決議されております。同制度に基づき、3事業年度ごとに360百万円（うち取締役分として250百万円）を上限とした資金が信託に拠出され、信託は、当該資金を原資として当社株式の取得を行います。取締役等には、役員株式給付規程に基づき役位を勘案して定める数のポイントが付与され、その上限は1事業年度あたり合計37,700ポイント（うち取締役分として26,200ポイント）であります。また、取締役等に付与されるポイントは、1ポイントあたり当社普通株式1株に換算され、原則として退任時に当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）として支給されます。上記定時株主総会決議時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は9名であります。なお、上記の株式報酬は、当事業年度中に同制度に基づき役員株式報酬引当金として長期未払金に計上した額であり、それに対応するポイント数は26,000ポイント（うち取締役分として17,500ポイント）であります。
- 上記には、2022年6月29日開催の第101期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名が含まれております。
- 執行役員制度導入以降、取締役の使用人分給与の支給はありません。
- グループ全体として業績は回復傾向にあるものの、厳しい経営環境を勘案し、社内取締役および執行役員の固定報酬を減額したほか、賞与を減額する予定であります。上記報酬等の額における執行役員の賞与は、減額後の支給予定額を記載しております。

(2) 取締役、監査役および執行役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

イ. 報酬等の額またはその算定方法の決定に関する基本方針

当社グループ経営は、沿線の生活者を支える企業集団として安全・安心を最優先に確保するとともに沿線地域の発展のため、グループが連携して事業を行い、相乗効果を図るという特性があります。この当社グループ経営の特性に鑑みて、当社の役員報酬は、短期的な業績に加えて、中長期的な企業価値・業績向上への貢献および株主の皆様との価値共有を重視しております。また、報酬額の決定にあたっては、従業員給与、他社の動向、外部調査機関の調査データ等を勘案して決定するものとしております。

なお、本方針は、半数以上が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会において決定しております。

□. 報酬の構成

取締役報酬および執行役員報酬については、次のとおり構成されます。当該構成は、半数以上が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会において決定しております。

なお、監査役の報酬は、株主総会決議の範囲内で、監査役の協議によって決定し、監査業務の適正性および独立性を確保する観点から、固定報酬のみとしております。

種 類	支給対象	内 容
固 定 報 酬	取締役	当社取締役会で定める取締役報酬および執行役員報酬規程（以下、「規程」といいます。）に基づき、一定の金額を支給いたします。なお、取締役会長の固定報酬には、会長報酬を加算した額を支給いたします。
	執行役員	規程に基づき、役位ごとに定める金額を支給いたします。
代表取締役報酬	代表取締役会長	規程に基づき、一定の金額を支給いたします。
	代表取締役会長以外の代表取締役	規程に基づき、一定の金額および業績連動報酬を支給いたします。
賞 与	執行役員	規程に基づき、業績に対するインセンティブを高めるため、事業年度における職務執行の対価として、役位ごとに定める標準額を基準とし、業績等を勘案した金額を支給いたします。
株 式 報 酬	社内取締役 執行役員	当社株式等を支給いたします。当社取締役会で定める役員株式給付規程に基づき、当社から各役員にポイントが付与され、付与されたポイント数に対応する当社株式等が原則として役員の退任時に各役員に交付されます。

(注) 上記報酬に加え、会社は、全取締役、監査役および執行役員を対象とした役員傷害保険に加入し、毎月一定額の保険料を負担しております。

ハ. 個人別の報酬の額の決定に関する方針および実績

(イ) 固定報酬および代表取締役報酬（固定報酬）

種 類	支給対象	決定方法	支給時期
固 定 報 酬	取締役	世間水準、経営内容等を総合的に勘案して決定いたします。	毎月
	執行役員	世間水準、経営内容および従業員給与とのバランス等を総合的に勘案して決定いたします。	毎月
代表取締役報酬 （固定報酬）	代表取締役会長	世間水準、代表取締役としての職責および会長として業務執行の監督機能に特化する役割等を総合的に勘案して決定いたします。	毎月
	代表取締役会長 以外の代表取締役	世間水準、代表取締役としての職責および経営内容等を総合的に勘案して決定いたします。	毎月

(ロ) 代表取締役報酬（業績連動報酬）および賞与

a. 種類等

種 類	支給対象	決定方法	支給時期
代表取締役報酬 （業績連動報酬）	代表取締役会長 以外の代表取締役	定量的および定性的な評価を総合して、業績に対する評価を行い、決定いたします。	毎年の定時株主総会后
賞 与	執行役員	定量的および定性的な評価を総合して、業績に対する評価を行い、決定いたします。	毎年の定時株主総会后

b. 評価割合

(a) 代表取締役報酬（業績連動報酬）

代表取締役会長以外の代表取締役に対する業績連動報酬の評価は、連結業績等を評価する部分のみで構成いたします。

(b) 賞 与

規程に定める執行役員に対する賞与の標準額を次のとおり区分し、連結業績等を評価する部分と、本部長、副本部長、室長、部長、グループ会社役員としての業務執行の状況を評価する部分に分けて、業績に対する評価を行います。なお、社長は連結業績評価分のみで構成されますが、副社長以下については、その職責や業務分担等を考慮し、段階的に業務執行評価分のウェイトを高めて設定しております。

(c) 役位別評価割合

	評価区分	
	連結業績評価分	業務執行評価分
社長執行役員	100%	—
副社長執行役員	70%	30%
専務執行役員	60%	40%
常務執行役員	50%	50%
執行役員	40%	60%

Ｃ．評価項目

定量および定性の両面の評価を、代表取締役報酬（業績連動報酬）および賞与に反映させるため、次の評価から得られた評点によって、標準額に対し各自、連結業績評価分は±100%の範囲、業務執行評価分は±30%の範囲で増減した額といたします。なお、会社の経営状況、社員に対する支給状況、社会状況の変化等により、定める範囲における支給が不相当と判断される事情がある場合には、取締役会の決議により、定める範囲を超える減額支給または不支給とすることがあります。

	評価項目
定量的評価	当該年度連結業績数値の対経営計画達成度等をポイント化して評価 <採用指標> <ul style="list-style-type: none">・連結営業利益・連結純有利子負債／EBITDA倍率・CDP評価結果(ESG指標)((注)1)・従業員サーベイ集計結果(ESG指標)
定性的評価	<ul style="list-style-type: none">・グループ全体の将来的な価値向上への貢献度・特殊な要因による業績への影響・外部からの当社業績への評価・グループ全体に影響を与える不祥事および事故等の安全性への評価

(注) 1. CDPは、企業等の環境関連の戦略や取り組みなどを評価する外部団体であります。

2. 2023年3月29日開催の取締役会において、2023年4月1日付で取締役報酬および執行役員報酬制度を一部改正することを決議いたしました。変更内容の概要は、次のとおりであります。

- ・経営責任のさらなる明確化を図るため、連結業績評価分における変動幅を、±30%から±100%に変更いたしました。
- ・経営計画達成に向けた執行役員のモチベーションの向上を図るため、連結業績評価分における評価指標を、経営計画の開示目標と整合させました。
- ・サステナビリティの取り組みの一層の推進を図るため、連結業績評価指標にCDP評価結果および従業員サーベイ集計結果を追加いたしました。

d. 当事業年度の指標の目標および実績

	評価項目
定量的評価	<ul style="list-style-type: none"> ・連結営業利益は10,819百万円となり、目標を下回りました。 ・連結純有利子負債／E B I T D A倍率は10.9倍となり、目標を上回りました。 ・C D P評価結果は当社基準のとおりとなりました。 ・従業員サーベイ集計結果は当社基準値を下回りました。
定性的評価	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ全体として回復傾向にあるものの、鉄道事業やレジャー・サービス事業を中心に新型コロナウイルス感染症の影響が残っており、連結営業利益については、影響を受ける以前と比較すると、大幅に減少しております。

(ハ) 株式報酬

支給対象	決定方法	支給時期
社内取締役 執行役員	<p>当社取締役会で定める役員株式給付規程に基づき、当社から各役員にポイントが付与され、付与されたポイント数に対応する当社株式等が原則として役員の退任時に各役員に交付されます。なお、取締役等に付与されるポイントは、当社株式等の給付に際し、1ポイントあたり当社普通株式1株に換算されます。（当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行うことといたします。）</p>	<p>ポイント付与は毎年3月31日(注)</p> <p>株式等の支給は原則として退任時</p>

(注) 上記のポイント付与日のほか、役員が退任する場合は、当該退任日にポイントが付与されます。

二. 支給割合（年額・標準額）

	固定報酬	業績連動報酬・賞与	株式報酬
代表取締役会長	87%	—	13%
代表取締役社長	37%	49%	14%
上記以外の 代表取締役（注）	45%	44%	11%
代表取締役以外の 社内取締役（注）	54%	29%	17%
社外取締役	100%	—	—
執行役員（取締役 非兼務者）（注）	48%	36%	16%

（注）各役位の割合の平均値であります。

ホ. 取締役および執行役員の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役および執行役員の個人別の報酬額のうち、①代表取締役報酬（業績連動報酬）については、株主総会決議の範囲内で、取締役会決議に基づき代表取締役社長（当事業年度は川俣 幸宏）がその具体的内容について委任を受けるものとしております。また、②執行役員の賞与については、取締役会決議に基づき代表取締役社長（当事業年度は川俣 幸宏）がその具体的内容について委任を受けるものとしております。その権限の内容は、個人別の報酬等の内容の決定権限としております。取締役会が代表取締役社長に委任をした理由は、当社グループを取り巻く環境や、当社グループの経営状況等を勘案したうえで総合的に報酬等を決定するには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであり、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととしております。

なお、取締役および執行役員の個人別の報酬額のうち、③取締役および執行役員の固定報酬、④代表取締役報酬（固定報酬）、⑤社内取締役および執行役員の株式報酬の付与ポイント（退任者に対しては支給株式数等）については、株主総会決議の範囲内で、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得たうえで、取締役会決議により決定しております。

当事業年度に係る取締役および執行役員の個人別の報酬等についても、指名・報酬委員会への諮問を経て取締役会において決定した決定方針を前提に、上記のプロセスを経ることで、公正性・透明性を確保していることから、取締役会は、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 当事業年度における主な活動状況

イ. 社外取締役

氏名	地位	取締役会出席回数	指名・報酬委員会出席回数	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
寺島 剛紀	取締役	13回／13回	3回／3回	主に大手生命保険会社の元経営者として、資金運用や投資案件等に関する経験および見識を業務執行の監督等に活かす役割を期待しております。取締役会において発言を適宜行っているほか、2022年1月からは指名・報酬委員会の委員長として同委員会の議事を主導しており、その役割を適切に果たしております。
柿崎 環	取締役	13回／13回	3回／3回	主に内部統制や内部監査に関する分野を専門とする大学教授、空港ターミナルビル運営会社等の社外役員および大手医薬品会社の元社外役員としての経験および見識を業務執行の監督等に活かす役割を期待しております。取締役会、指名・報酬委員会および企業価値分析会議において発言を適宜行っており、その役割を適切に果たしております。
野原 佐和子	取締役	13回／13回	3回／3回	主にITビジネスにおける事業戦略やマーケティング戦略に関する会社の経営者、大手医薬品会社等の社外役員および政府関係会議の有識者委員としての経験および見識を業務執行の監督等に活かす役割を期待しております。取締役会および指名・報酬委員会において発言を適宜行っており、その役割を適切に果たしております。

(注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

2. 上記の指名・報酬委員会の開催回数のほか、書面開催が2回ありました。

□. 社外監査役

氏名	地位	取締役会出席回数	監査役会出席回数	主な活動状況
原田 修	常勤監査役	10回／10回	10回／10回	主に大手金融機関の元常勤監査役および債権管理回収会社の元経営者としての経験を活かした発言を適宜行っております。
末綱 隆	監査役	13回／13回	12回／12回	主に元神奈川県警察本部長および元警視庁副総監ならびに大手総合商社の元社外役員としての経験を活かした発言を適宜行っております。
須藤 修	監査役	13回／13回	12回／12回	主に弁護士および大手物流会社等の社外役員ならびに大手総合エンターテインメント企業の元社外役員としての経験を活かした発言を適宜行っております。

- (注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
2. 常勤監査役原田修氏は、2022年6月29日の監査役就任後に開催された取締役会および監査役会のみを対象としております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称
2. 責任限定契約の内容の概要
3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
4. 非監査業務の内容
5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

上記1から5は、法令および当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をした株主様に交付する書面には記載していません。

VI 会社の体制および方針

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
2. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の当事業年度における運用状況の概要
3. 株式会社の支配に関する基本方針

上記1から3は、法令および当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をした株主様に交付する書面には記載していません。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	134,727	流動負債	222,775
現金及び預金	57,119	支払手形及び買掛金	27,560
受取手形、売掛金及び契約資産	14,181	短期借入金	122,733
商品及び製品	2,008	1年内償還予定の社債	30,000
分譲土地建物	54,802	未払法人税等	3,765
仕掛品	896	前受金	6,832
原材料及び貯蔵品	312	賞与引当金	1,584
その他の	5,535	役員賞与引当金	68
貸倒引当金	△128	その他の引当金	105
		その他	30,126
固定資産	800,692	固定負債	439,192
有形固定資産	644,786	社債	105,000
建物及び構築物	313,521	長期借入金	229,717
機械装置及び運搬具	35,069	繰延税金負債	5,011
土地	175,259	役員退職慰労引当金	284
建設仮勘定	114,416	退職給付に係る負債	11,341
その他の	6,519	長期前受工事負担金	69,294
無形固定資産	8,300	解体費用引当金	4,109
投資その他の資産	147,605	その他	14,434
投資有価証券	84,591	負債合計	661,968
長期貸付金	714	(純資産の部)	
繰延税金資産	6,525	株主資本	252,240
退職給付に係る資産	35,086	資本金	43,738
その他の	20,842	資本剰余金	44,158
貸倒引当金	△155	利益剰余金	165,164
		自己株式	△821
		その他の包括利益累計額	18,845
		その他有価証券評価差額金	7,758
		為替換算調整勘定	385
		退職給付に係る調整累計額	10,701
		非支配株主持分	2,366
資産合計	935,420	純資産合計	273,452
		負債純資産合計	935,420

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年 4月 1日から
2023年 3月31日まで)

科 目	金 額	百 万 円	百 万 円
営 業 収 益			253,005
運 輸 業 等 営 業 費 及 び 売 上 原 価	203,397		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	38,788		242,186
営 業 外 収 益			10,819
業 受 取 利 息 及 び 配 当 金	536		
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	486		
投 資 有 価 証 券 売 却	3,425		
助 成 金 の 収 入 他	119		
営 業 支 払 費 用	1,143		5,710
そ の 他 の 利 息	3,645		
特 別 利 益	650		4,296
固 定 資 産 売 却 益	13,204		
工 事 負 担 金 の 受 入 他	1,858		
特 別 損 失	1		15,064
固 定 資 産 圧 縮 損	1,858		
固 定 資 産 除 却 損	1,531		
減 損 損 失 他	1,232		
そ の 他	323		4,945
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			22,352
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	6,775		
法 人 税 等 調 整 額	△264		6,510
当 期 純 利 益			15,841
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益			23
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益			15,817

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	93,409	流動負債	267,584
現金及び預金	41,285	短期借入金	122,733
未収運賃	842	1年内償還予定の社債	30,000
未収金	2,797	未払費用	22,383
短期貸付金	9,382	未払消費税等	4,454
分譲土地建物	36,378	未払法人税等	615
前払費用	2,122	未払り連絡運賃	1,530
その他の流動資産	599	預り	152
		前受運賃	1,115
		前受金	3,383
		前受引当金	2,676
		その他の引当金	570
		関係会社預り金	105
		その他の流動負債	69,092
			8,770
固定資産	737,951	固定負債	416,224
鉄道事業固定資産	315,005	社債	105,000
不動産・レジャー事業固定資産	115,738	長期借入金	229,717
各事業関連固定資産	20,582	退職給付引当金	181
建設仮勘定	118,850	関係会社事業損失引当金	737
投資その他の資産	167,773	長期前受工事負担金	69,294
関係会社株式	43,006	資産除去債務	870
投資有価証券	63,199	解体費用引当金	4,109
その他の関係会社有価証券	4,777	その他の固定負債	6,314
長期貸付金	21,466		
前払年金費用	17,929	負債合計	683,808
繰延税金資産	1,000	(純資産の部)	
その他の投資等	17,599	株主資本	139,879
貸倒引当金	△1,204	資本	43,738
		資本剰余金	40,363
		資本準備金	17,861
		その他資本剰余金	22,502
		利益剰余金	56,571
		利益準備金	6,665
		その他利益剰余金	49,905
		固定資産圧縮積立金	10,750
		別途積立金	2,050
		繰越利益剰余金	37,105
		自己株	△794
		評価・換算差額等	7,672
		その他有価証券評価差額金	7,672
資産合計	831,360	純資産合計	147,552
		負債純資産合計	831,360

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年 4月 1日から
2023年 3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
鉄 道 事 業		
営 業 収 益	68,718	
営 業 費	68,102	
営 業 利 益		615
不 動 産 ・ レ ジ ャ ー 事 業		
営 業 収 益	35,772	
営 業 費	32,944	
営 業 利 益		2,827
全 事 業 営 業 利 益		3,443
全 営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,809	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3,425	
そ の 他 の 収 益	784	6,019
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,695	
そ の 他 の 費 用	604	4,299
経 常 利 益		5,163
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	6,600	
工 事 負 担 金 等 受 入 額	1,458	
関 係 会 社 清 算 益	156	8,214
特 別 損 失		
固 定 資 産 圧 縮 損	1,458	
固 定 資 産 除 却 損	792	
減 損	451	2,702
税 引 前 当 期 純 利 益		10,675
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		3,371
法 人 税 等 調 整 額		△579
当 期 純 利 益		7,883

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

京浜急行電鉄株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齋藤 祐暢
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小島 亘司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長崎 将彦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、京浜急行電鉄株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京浜急行電鉄株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

京浜急行電鉄株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 祐暢

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小島 亘司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長崎 将彦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京浜急行電鉄株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役および使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役および使用人等ならびにEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針および各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

京浜急行電鉄株式会社 監査役会

常勤監査役 廣川 雄一郎 ㊟

常勤監査役 原田 修 ㊟

監査役 末綱 隆 ㊟

監査役 須藤 修 ㊟

(注) 常勤監査役原田修、監査役末綱隆および監査役須藤修は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

